

目論見書補完書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

下記の事項は、この投資証券(以下「当ファンド」といいます。)をお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

記

■ 金融商品取引法第 37 条の 6 の規定について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

ひまわり証券株式会社(以下、「当社」と記載します)は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部(前受金等)をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます。)

当ファンドの販売会社の概要

商号等	ひまわり証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 150 号
本店所在地	〒105-0022 東京都港区海岸 1-11-1 ニューピア竹芝ノースタワー6F
加入協会	日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会
資本金	20 億円(平成 20 年 6 月 27 日現在)
主な事業	金融商品取引業
設立年月	平成 14 年 2 月
連絡先	0120-86-9686、sec@sec.himawari-group.co.jp へご連絡下さい。

以上